

第1回総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会 議事概要

日時：令和7年1月29日（水）10:00～12:00

場所：オンライン形式（Web会議）

出席者：【委員】青山委員、兼松委員、草間委員、佐藤委員、清水委員、曾根委員、

津田委員（座長）、長坂委員（座長代理）、林委員、藤森委員

【事務局（農林水産省）】

大臣官房 平中参事官（兼消費・安全局兼輸出・国際局）

消費・安全局植物防疫課 小宮課長、春日井防疫対策室長、岡田課長補佐、藤井専門官

平中参事官から冒頭挨拶の後、事務局から本検討会の設置要領について説明。設置要領に基づき、委員の互選により座長には津田委員が選任され、座長代理には長坂委員が指名された。

各項目における委員からの発言及び事務局回答の要旨は以下のとおり。

議題1 「IPM 実践指針の見直し（総合防除実践ガイドンス（仮称）の策定）」

1. 事務局より今後の総合防除の在り方に関して方針を説明し、委員からは概ね了解を得られた。主なコメントについては以下のとおり。

（長坂座長代理）

- 病害虫が発生しにくい栽培環境の整備について、農業現場の周囲の環境や生態系の力などを活用することは重要と考える。「生態系サービスの活用」のような方策も入れてはどうか。
- 「防除」という言葉の使い方について、農薬散布等に係る「防除」としての使い方と、「予防」・「判断」を含めた総合防除全体での「防除」としての使い方が混在している。整理が必要ではないか。

（兼松委員）

- 防除が難しい病害虫について、果樹での課題が多いと感じている。果樹の病害虫の防除については、特定の種類の病害虫のためだけに防除するものではないため、産地の実情に即した体系化や、様々な防除技術の組み合わせが重要であり、かつ難しい点である。

（清水委員）

- 現場での防除に失敗している人を引っ張り上げるための総合防除として考えるのか、防除に成功している農業者が、更に環境負荷低減に資するよう総合防除について考えを取り入れる必要があるのか、考える必要がある。私は前者だと思っており、今回の検討会での議論を進めるにあたっては、各委員でイメージを統一することが必要。

（藤森委員）

- 予防・予察に重点を置くという点は良いと思う。若手の農業者は、「中長期的に見て、効果的・低コスト」という観点は受け入れてもらい易いと思うが、ベテランの農業者は中長期的では

なく短期的なメリットを求める傾向にある。このため、短期的なメリットの検討も必要ではないか。

(林委員)

- 生産者部会等で直接農業者と話してみると、高知県では IPM が当たり前という認識にある。そのため、産地では更に新しい情報が求められており、防除指導を行う立場として、必要な情報をいかに整理して迅速に農業者へ伝えるかがポイント。

(佐藤委員)

- 総合防除の成功事例を他産地にそのまま持っていっただけでは、環境の違いにより必ずしも成功するわけではなく、個々の技術を地域の状況に合わせて取り入れる必要がある。万が一そうした取組が失敗した時に、フォローできる体制（金銭的な意味ではなく、指導者・伴走者という意味）があった方が良く考える。

(草間委員)

- 普及指導に関わる団体として、地域の指導者の育成がまだまだ足りていない印象を持っている。
- 今後は、まさに地域ぐるみで総合防除を実施していくことが重要になると思われるが、具体的に誰が推進していくか、仕組み作りが難しい点だと思われる。

(曾根委員)

- 指導者や伴走者が必要ではないか。ガイダンスやマニュアルの策定も重要だが、それを元に農業者が総合防除の考え方に基づく病害虫・雑草防除を実施できるよう、サポートする人材の育成が必要。

(青山委員)

- コストが上がらない、労力がかからないといった点について農業者に具体的に示していかなければ、農業者による取り組み拡大は難しく、普及が見込めないと感じている。

(長坂座長代理)

- 地域の栽培暦（防除暦）も活用しつつ、長期的な経営の中で農薬散布に係る労力も加味したコストを考えながら実証をしていかなければならない。

(津田座長)

- 総合防除に基づく病害虫・雑草防除を行うことで農家にどのようなメリットがあるか、省力化やコストなど含め、総合防除実践ガイダンス（仮称）の中心に据えることが重要ではないか。
- また、本検討会に参加している委員全員が、同じベクトル・目線で、今後の総合防除の在り方について検討を進めていくことが重要と考えている。

(平中参事官)

- 清水委員からの、「防除に失敗している人を引っ張り上げるための総合防除なのか、あるいは防除に成功している農業者が、更に環境負荷低減に資するよう総合防除について考え方を取り入れる必要があるのか」という課題提起は、非常に重要なポイントだと感じた。
- 農林水産省としては、みどりの食料システム戦略の策定や食料・農業・農村基本法の改正を通じて、農業生産活動における環境負荷低減にフォーカスを当てて議論が進められていることは事実。他方、改正植物防疫法で総合防除が位置付けられたことに鑑みて、現場での防除対策に苦勞されている農業者に対し、その解決手段として総合防除を取り入れることでメリットを感じていただけるかご議論いただきたい。
- 指導者の育成が重要なのもちろんのこと、「伴走者」という話も挙がったが、サービス事業体等を伴走者として活用できないか考え始めているところ。今後、そうした観点からもご意見をいただきたい。

2. 総合防除の実践について（仮称）の策定についての骨子案に基づき、事務局から骨子案並びに大野委員からの事前意見及びそれに対する事務局回答を説明。

(清水委員)

- 「予防」の考え方を整理すべきと考えている。すべての防除は、判断に基づいて措置をとるかどうかが決めるもの。水稻の箱施用剤や定植時の粒剤施用等は、これまでの経験則に従い判断されていることから、「予防」ではなく「防除」だと考えている。他方、病害虫の発生に係らず行うものについてを「予防」と整理したほうが良いのではないかと。
- 種子消毒も多少はコストがかかる。耕種的防除の筆頭として抵抗性品種の導入があるが、産地では、病気が発生しないと分かっている場合、わざわざコストのかかる抵抗性品種を導入しない。病気発生の有無に応じて判断することも1つの経済性であり、判断に基づくものであれば予防的な防除だと考える。

(兼松委員)

- 果樹の観点で申し上げると、本来の「予防」とは、例えば樹勢を健全に保つ、通風をよくする、薬剤のかかりやすい樹形等が考えられる。病害防除として、農薬は、基本的に発病を予防する目的に施用される。

(曾根委員)

- IPMの考えは害虫への対応から始まっているため、予防・判断・防除というスキームが基本になっている。他方、病害はその発生前に予防することが基本。発生後の防除は、実際は難しい。

(長坂座長代理)

- IPMを考え方（概念）と捉えているのか、手段として捉えているのか。IPMは考え方・概念で

あり、それに基づいたプログラム・防除体系があると考え、表現に留意している。骨子案では、総合防除を「手段」としているが、IPMの考え方に基づいて防除するというのが「手段」ではないのか。表現の整理が必要ではないか。

(事務局)

- 種子消毒は少量で効果的な農薬の施用方法である。発病前に使用する場合、予防の観点もあるのではないか。農薬施用が予防か防除かという点については、本日多くの意見をいただいたことから、次回の検討会までに事務局で整理したい。

(津田座長)

- 本日はこれで終了としたい。骨子案と本日の意見を踏まえ、整理・見直しをして次回の検討会では改めて骨子案を中心に議論を進めていきたい。

以上